

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町2-3-102
 〒310-0015 梅善ビル2・3階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

「もう、教えることはない」と病室で語ってくれました。6年前にステージ4の大腸ガンが発見され、余命2年半を宣告されたことを一番最初に伝えてくれました。

私をここまで導いてくれた人の言葉を嘘であってほしいと願い、もし本当なら、奇跡を願いました。患者の命を救う人が自分の命を後回しにしました。

余命宣告から6年間、今までと変わりなく誠実に仕事をこなし、忘れられない指標をいくつも残して、旅立っていきました。

師匠と呼べる人が、もう、居なくなりましたが、心の中ではいつでも会っています。

私の書棚より

○平成という時代を暗黙の裡に制約してきた「米国への過剰同調」がもたらす不幸な結末を見抜き、主体的に未来を選択できるのかがこれから日本人の課題となるであろう。

○「景気が良くなった」というのは株価が高いことによる幻影であり、労働分配率は低下し、勤労者世帯可処分所得は1997年のピーク比で、年収ベース76万円も低い。国民は潤っていないということである。

「日本再生の基軸」
寺島実郎著 岩波書店

税務アンテナ

□法人が、営業活動と直接関係なく支出された金銭の供与や、低廉譲渡をした場合の時価との差額のうち、実質的に贈与したと認められる金額は、寄附金とされ、一定限度額を超える部分の金額は、損金の額に算入することはできません。

ただし、被災者に対する支援金や、新型コロナウィルス感染症に関連して行う、自社製品や他から購入した物品やサービスの提供は、不特定多数を救援するために緊急、かつ、感染症の流行が終息するまでの間に行うものであれば、寄附金には該当されず、提供時の損金の額に算入することができます。又、取引先等にマスクや消毒液を調達して、無償で提供する場合も同様に、寄附金に該当しません。

□令和3年度税制改正大綱が決定されました。住宅ローン減税については、控除期間を13年とする特例措置を2022年まで延長し、対象となる住居の面積を50m²以上から40m²以上に緩和されます。ただし、所得用件は、40m²以上50m²未満の場合には、1,000万円以下となります。又、住宅ローンの控除率1%を下回る住宅ローン金利が多くなっている現状を考慮して、控除額を年末借入金残高の1%を上限として年間支払利息分までとする案があり、これに対応した改正議論が今後行われることになります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽に問い合わせ下さい。

1月の税務スケジュール

10日	○12月分の源泉所得税の納付 (休日につき12日)
31日	○11月決算法人の確定申告 ○2年5月決算法人の中間申告 (予定申告) ○2年1月、5月、8月決算法人の消費税中間申告 (休日につき2月1日)
31日	○1月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき1月29日)

今月の贈る言葉『神はサイコロを振らない』 by アインシュタイン